

平成29年度第2回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成29年6月9日（金）午後7時00分頃から午後8時45分頃まで

場 所：左京区役所 1階 大会議室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，清水智，土江田雅史（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【三宅保育安全対策推進課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成29年度第2回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育安全対策推進課長の三宅と申します。よろしくお願いいたしますします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それではまず、本日の資料の御確認をお願いいたします。1点目が『市営保育所の民間移管に関する意向調査結果の概要』、2点目が『修学院保育所における保護者説明会の概要』、3点目が『修学院保育所保護者からの意見書』、4点目が『「京都市営保育所移管先法人等募集要項」の主な変更点』、5点目が『第1回市営保育所移管先選定部会における審議事項』、6点目が『最低点の設定に係る他都市の状況及び他制度の考え方』、7点目が『引継ぎ・共同保育の前倒しについて』、8点目が『移管先法人等募集要項（案）』でございます。不足等はございませんでしょうか。

本日は、修学院保育所の保護者の方と部会委員とで、修学院保育所の募集要項について意見交換をおおよそ30～40分程度実施していただいたうえで、前回に引き続き、募集要項案について御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず「市営保育所の民間移管に関する意向調査」の結果概要について、事務局から報告をお願いします。

【村上公営保育所課長】

それでは説明させていただきます。民間保育園への民間移管に関する意向調査結果

の概要につきまして、資料1を御覧ください。

この意向調査につきましては、5月18日から31日まで、市内の民間保育園、認定こども園、私立幼稚園を対象として、修学院保育所、淀保育所及び聚楽保育所の民間移管に係る意向調査を実施いたしました。

まず、「1 修学院保育所及び淀保育所」についてです。

「(1) 回答状況」を御覧ください。「ア 移管を受ける意向」の質問におきまして、修学院保育所につきましては「移管を受けることを検討したい」との回答が4箇所、「関心があり、詳しい話を聞きたい」との回答が1箇所ございました。淀保育所につきましては、「移管を受けることを検討したい」との回答が1箇所、「関心があり、詳しい話を聞きたい」との回答が3箇所ございました。

「2 移管に関して知りたい点」としては、移管に当たっての条件、必要経費や補助金、引継ぎや職員について御質問がありました。回答については記載のとおりでございますのでご確認していただきたいと思います。

続きまして3ページを御覧ください。「2 聚楽保育所」についてでございます。「回答状況」につきまして、「移管を受けることを検討したい」との回答が1箇所ございました。

今回この意向調査期間中に、聚楽保育所保護者会が、市内の民間保育園・認定こども園に対し、「京都市聚楽保育所の民間移管に係る意向調査についてのお願い」という文書を送付されておりました。文書につきましては、京都市が法人から収受したものであり、資料として添付させていただいております。

この文書を受け取った複数の園から京都市に対して問い合わせがあり、この文書に対し恐怖を感じたという報告がありました。本市といたしましては、今回の意向調査に関して、各園から正常な回答を得られなかったと判断しております。以上の点を踏まえ、今後の進め方については、改めて京都市において検討のうえ、御報告させていただきたいと思っています。

報告は以上でございます。

【安保部会長】

今の御報告について、まず修学院保育所と淀保育所に関して御質問等はございますでしょうか。

【土江田委員】

「関心があり、詳しい話を聞きたい」と回答した法人に対しては、市から何らかの形で説明を行う、あるいは行ったのですか。

【村上公営保育所課長】

現時点ではまだ回答しておりません。移管に関して知りたい点として複数御質問をいただいているので、資料に記載された内容について今後回答を行っていきたいと考えています。

【安保部会長】

聚楽保育所については、京都市で今後の進め方を検討されるということなので、選定部会としては市の検討を待ちたいと思います。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、保護者との意見交換に進みたいと思います。

意見交換に先立ち、移管対象保育所における保護者説明会の状況について、事務局から報告をお願いします。

【村上公営保育所課長】

はい。では、資料2を御覧ください。

募集要項案について、修学院保育所の保護者説明会を5月22日に開催いたしました。32世帯36名の方に集まっていたいただき、第1回選定部会で配布した資料に基づき、主にスケジュールと募集要項案について説明させていただきました。

説明会では、いくつか御意見・御質問があり、その内容は「(2) 質疑・応答の概要」に記載しております。その中で、第1回選定部会での傍聴者の子どもの保育が準備されていなかったことに対して改めて御意見がありました。保育を準備できるよう検討するとお答えしており、今回、傍聴者の方の子どもの保育を準備することとしました。

募集要項案に対しては、最低点の設定や事業計画と運営実績に係る配点、乳児担当保育士の経験年数、小規模保育施設との連携等に関して御質問がありました。事務局において、記載のとおり回答しておりますが、最低点の設定や移管後の運営に係る基本事項に記載する内容につきましては、改めて委員の皆様には審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

報告は以上でございます。

【安保部会長】

保護者説明会の質問の内容につきましては、今回修学院保育所父母の会から選定部会に対して意見をいただいております。その中に反映されているものだと思います。その内容については後程、保護者の方から御意見をいただいた後で質問させていただこうと思いますが、そのほかに御質問等はございますか。

【土江田委員】

出席者数は32世帯とのことですが、修学院保育所全体では何世帯の方がいらっしゃるのですか。

【村上公営保育所課長】

87世帯になります。

【安保部会長】

それでは、保護者の方との意見交換を行います。修学院保育所の保護者の方は私から向かって左側の保護者席の方へ移動をお願いいたします。

[座席移動]

【安保部会長】

修学院保育所の保護者の皆様、本日は金曜日夜の出にくい時間にもかかわらず御出席いただきありがとうございます。また資料を提出いただきありがとうございます。これに基づいて保護者の方から御説明をお願いしたいと思います。それではお願いいたします。

【修学院保育所父母の会】

最初に私からいくつか御説明と御質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、記載してあること以外になりますが、修学院保育所及び市営保育所の保育の質についてどのようにお考えかを伺うため、質問させていただきます。安保先生にお答えいただきたいのですが、全国の民間園、市営保育所の平均と修学院ないし京都市営保育所の平均とでは、保育の質はどちらが上であるとお考えですか

【安保部会長】

申し訳ありませんが、全国の様々な保育園については存じ上げません。かつて私自身2人の子どもが京都市内の民間保育園を利用していました。今回、選定委員になり、様々な応募園を見させていただいています。それを前提にお話しさせていただくと、保育に関しては保育園によって様々であり、設備も各園でそれぞれの工夫をされていますので、一概に比べることは非常に難しいと感じています。

市営保育所は建物が古い所もございますが、そういう側面からも保育については、保育士の方々、保護者の方々も工夫されて保育をされていると思います。

京都市の保育については、京都市の保育のガイドラインに基づいた保育をどの保育所もされており、子どもを主体として、子どもを大切にする保育をされていると思います。

施設は古いですが、乳児の食事等に関しても、本当に丁寧に衛生に気をつけられていると思っております。子どもの遊びに関しても、子どもの主体性を発揮するような遊びの工夫をされていると感じます。

各園に特色があるので、どの保育が優れているか甲乙つけがたいですが、子どもの主体性を重んじる、また、主体的な成長を支えるといった面で、大変よく考えられた保育をされていると感じます。

【修学院保育所父母の会】

ありがとうございました。私どもには多少ほかの民間園に通わせた経験がある人も

いるのですが、基本的には修学院保育所しか知りません。ガイドラインがあるということもあり、先生方が非常に優しく親切で、それを踏まえて非常に保育の質は高いという認識を持っております。そのため、民間園のことが分からないにもかかわらず、どうしても民間の保育の質が低くて修学院保育所の質が高いように考えた発言又は書き方になっている部分もありますが、その点については御理解ください。我々が言いたいのは、今の保育の質を守りたいということです。修学院保育所と民間園で、仮に民間園の保育の質が非常に高かったとしても、我々は今の質が守られていればそれでよいと考えています。もちろんよい所に移管され、できれば先生も何人か確保されればそれに越したことはありませんが、新しい法人がどこになろうと、保育の質さえ確保されれば、運営主体が市であるか民間であるかというのは、そこまで大きな問題ではないと考えております。そこだけ誤解のないよう御理解いただいて、御説明させていただきたいと思います。

最初に募集要項（案）に対する保護者意見の1番の「合格最低点について」から御説明させていただきます。

合格最低点について、前回の選定部会でもこの話になっていました。その際、部会委員の方々から、そもそも最低点を設けることに反対である、どこに点数の基準を設定したらよいか分からないという御意見があり、市の方からも基準を設けるのが難しいという説明がありました。それならこちらで考えてみようということで、合格最低点を考えました。

過去3年間の審査に合格した全ての法人の平均点である139点または5法人中3法人の平均141点が妥当であると示させていただきました。おそらく感想としては高いと思われるでしょうが、保護者目線ではどうしても高くせざるを得ないので、そこは考慮していただきたいです。

今までは偶然130点台や140点台の法人が選ばれましたが、応募してくる法人によっては70点や80点のところがないとも限りませんので、最低点はどうしても設定していただきたいです。そのような法人に当たらないと断言はできないと思います。仮にそうってしまったら、目も当てられません。皆さんからしたら応募法人が10あるうちの1つかもしれませんが、我々にとってはこれがすべてなので、どうしても最低点を設定していただきたいです。

提示した合格最低点より低い点数を設定するのであれば、それなりの根拠をもって御説明いただきたいと考えています。この点について土江田先生はどのようにお考えですか。最低点に関して、何か案はありますか。

【土江田委員】

この議論は昨年もあり、保護者の方からの要望も非常に強いものでした。今年度において最低点を設定した方がよいのではとの御指摘があり、私も前向きに考えたいと思っています。しかし、具体的に何点かは非常に難しい問題です。

御提案いただいた過去3年間の平均という基準は参考にはなるとは思いますが、決めるのは合格最低点ですから、例えばこの中では130点くらいが最低点という考え方もできると思います。

具体的にどう決めるか皆さんと議論しながら設定するなら、もう少し考えさせていたいただきたいと思います。皆様の御要望が大変強いということについては、我々も十分承知しております。

【安保部会長】

保護者の皆様の御意見をできるだけ聴きたいので、まず御意見を詳しく教えていただけますでしょうか。その後、御意見や御質問を伺いたいと思います。我々も質問したいことがございますので、まず保護者意見について御説明いただけますか。

【修学院保育所父母の会】

次に、2番の募集要項案の事業計画の公表についてですが、記載している2行目下線部分を加えていただきたいということです。事業計画については絶対に公表しないというようには書かれていませんが、我々はできるだけ見たいと考えています。理由については次のページにも記載しましたが、市営保育所にはガイドラインがあり、ガイドラインを逸脱する保育をしていれば、保護者の方から指摘することもできますが、民間園ではそれができません。

事業計画ほど細かく保育の要項をオープンにしていることはあまりないと思いますので、この事業計画を見せていただければ、計画どおりになっていない場合、保護者から指摘することができます。保育の質を保つという意味で事業計画を公表していただきたいです。これについては、選定部会の方々にとっても、京都市にとっても特に不利益な点はないと思います。事業計画を隠しながら運営するような法人が応募してくるのは望ましくないと考えていますので、これはぜひ実現してほしいです。

3番目の落選法人の点数の公表については、今までどおりやっていただいた方がよいと思います。質の低い法人が応募してくることへの抑止力になると考えます。

4番目の土地の取扱いについては、京都市の方にお聴きしたいのですが、修学院保育所には、車3台分の車寄せスペースがあります。移管先法人が賃貸料を支払う場合、このスペースも含めた賃貸料を払うことになると思いますが、このスペースに関して、かつて住民と保育所において駐車スペースではなく離合スペースであるという合意がありました。現在はそこをたまたま車寄せスペースにして、送り迎えの時に使っています。駐車スペースではないため、本当は駐車してはならないのですが、そうは言っても雨の日もあり、送り迎えは大変だということで住民の方には一時駐車スペースとして黙認していただいている状況です。

その件についての資料は京都市の中できちんと引き継がれていますか。もし引き継がれているのであれば、教えていただきたいです。市で引き継がれず、保護者の中で引き継がれていなくても、住民の方は当然覚えています。これをこのまま何も書かずに移管されてしまえば、住民と移管先法人との争いになりかねません。住民の方から認められない保育所には安心して子どもを預けられません。対応して欲しい、変えて欲しいというわけではなくて、今まで黙認されつつ運営できてきたことを移管先法人に引き継いでいただきたいです。

住民の方と争いのないように、以前は所長が年に一回住民の代表に挨拶をしていた

ようですが、最近はないようなので、できればやるように引き継いでいただきたいと思いますと考えております。

次に、5番目の三者協議会について、過去に移管した保育所の中では、協議の場所が保育所内ではなかったり、開催すると言いながら日程が明確でなかったりしたようなので、主体は京都市であって一年に4～5回開催ということを募集要項に明確に記載していただきたいと思います。できれば修学院保育所内で開催していただきたいと思います。御検討をよろしくお願いします。

次に、6番目の基本事項に違反した場合の対応について、今の募集要項案には、「基本事項の重大な違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります。」と書いてあります。この文言では、重大な違反のことに限ってしか記載がありません。仮に移管先法人に悪意があった場合、ちょっとした違反なら別に構わないだろうということになりかねませんので、少しの違反でもできればペナルティを設けるなどしていただきたいと思います。

ペナルティの例として、京都市による人件費補助の支給停止を提案します。現在京都市ではプール制で多少の人件費補助が各保育園になされていると思いますが、違反があった場合、1箇月ないし2箇月間その援助を止めるというだけでも十分な効果があると思うのでそれを明記していただきたいと思います。

次に、7番目の小規模保育所との連携協定についてですが、これについては、以前小規模保育所に子どもを預けていた保護者から説明いたします。

修学院保育所は2箇所の小規模保育施設と契約していると伺っています。

小規模保育施設は0歳から2歳までの子どもを対象とし、大体人数が10名前後のところが多いと思います。先生の自宅のような小さいスペースで保育をされている施設です。非常に家庭的で手厚い保育をしてくださるので、非常によいところだと思います。小規模保育施設の一番のデメリットとしては、子どもが3歳になった時の受入れ先が定まっていないというところです。

私も小規模保育施設に子どもを預けましたが、3歳の時点でもう一度保活しました。当時希望していた民間園は3つとも3歳の受入れがなく、希望していた地域から少し離れた修学院保育所に枠があったので入所することができました。

京都市だからこそ、そういう枠を用意してくださっていたのであり、民間園では3歳児からの受入れを行っていない所が多いことについて、実際に保活を経験して感じました。民間移管により、3歳児の受入れについての連携がなくなってしまった場合、小規模保育施設を卒所する子どもたちの受け皿がなくなります。幼稚園という選択肢もありますが、制度的に保育園ほど働く親をサポートできるものではありませんので、保育園として3歳児の受入れを用意しておく必要があると思います。それも京都市の保育所が担ってきた役割の一つだと思いますので、その部分は新しい園にも十分引き継いでいただきたいと思います。

現在、きょうだいの上の子どもは修学院保育所に、下の子どもは連携先の小規模保育施設に通われている方がいらっしゃいます。2年後にきょうだいと同じところに入れるか非常に不安を感じているとの話も聞いています。

小規模保育施設との連携は継続して実施していただきたいので、募集要項にもれなく書いていただきたいと思います。

次の8番目の選定委員の任期について、清水委員が7月で代わられると伺っています。正直なところ、保護者としては、意見交換をした委員が途中で交代してしまうことはあまり望ましくないことだと思っています。そこは直してもらった方がよかったと思います。今回は任期の変更が無理だとしても、保護者と新しい選定委員の間でも意見交換ができるようにしてください。

9番目の保護者への説明について、今回お願いした意見が全てこちらの要望どおりに変わっていれば説明会は必要ありません。そうでない場合は、私の方から改めて保護者向けの説明会を要望させていただくと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、10番目の「移管後の運営に係る基本事項」についての、細かい部分になりますが、特に（1）施設長と保育士の欄について、経験年数を証明する資料を添付するようお伝えしてください。現時点では応募法人の自己申告によって審査されるということですが、それだと募集要項を遵守しているか正確に把握できませんので、書類で確認すべきだと思います。「平成29年度時点における修学院保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと」という文言を加えていただきたいです。

10番目の「移管後の運営に係る基本事項」については、（1）から（8）まで詳細な部分について記載しております。なぜここまで細かいことを言うかというと、最低点もない中ではどのような法人が応募してくるか分からないからです。最悪の事態を予想し、募集要項で縛りをつけざるを得ません。意向がある法人を公開することでどのような保育をしているか分かれば、そこまで細かいことは言わなくてよいと思っています。しかしどのような保育を行っているかは公開されない限りわからないので、要項を細かくして保育の質を保たなければならないと考えております。

次に、（2）の職員の育成についてです。育成についてとりわけ4点目に「エピソード研修を実施すること」という点を挙げております。エピソード研修は、現在公営保育所が実施している研修であり、このような研修を継続して欲しいと思います。

次に、（3）のその他の欄については、1点目におむつは紙おむつか布おむつを選ぶようにするという点を挙げています。おむつについて記載がないのですが、実際全部布おむつという保育園もあり、現在紙おむつだけという人にとって布おむつに変えることは非常に負担です。記載がなければそのままになる可能性もあるので、必ず記載してください。2点目に、外国籍の利用者へのお知らせの配布について挙げております。現在保育所に外国籍の方が入所していますが、その方へは英語で書かれた献立が渡されています。子どもにアレルギーがあり、食べてはいけないものがあるかもしれないので、お知らせは必要な言語で作成、配布していただきたいと思います。

次に、（4）の保育内容全般の欄についてです。「移管後の運営に係る基本事項」の保育内容全般の欄に、現在市営保育所が実施している保育内容すなわち市営保育所の保育のガイドラインを「尊重」し、保育運営を行うというようなことが記載されていますが、「尊重」という文言だけでは、口でどうとでも言うことができます。ガイド

ラインを「遵守」とするという記載に変えて欲しいです。ガイドラインは詳細な部分に至るまで記載があるわけではないので、新しい法人には、ガイドラインの全体の要点を理解し、遵守する姿勢を持っていただきたいと思います。

ガイドラインの部分に加えて、保育内容全般の欄に今回記載した項目も加えてください。特に、「テレビやDVDを見せず、保育士が絵本の読み聞かせをすること」、「絵本の貸し出しを続けること」については、当たり前にあるべきものです。記載がなくても当然あるだろうと思いますが、要項に書いてなければなくなるかもしれないという不安があります。今ある絵本コーナーがなくなったら非常に残念ですので、継続して欲しいです。

次に、(5)の保護者対応の欄についてです。父母の会などの保護者がなくなる、また保護者の活動に保育所ホールなどの施設を使わせてもらえないことも考えられます。また、施設長と話し合う機会が全くないことも考えられますので、必ず話し合いの場を設けていただきたいと思います。これは三者協議会とは違うものです。三者協議会は、移管に当たって京都市が入って開かれるものであり、数年先までの話です。

父母の会などの保護者は存続されるべきであり、施設長との話し合いも継続されるべきだと考えています。

ほかの項目には、保護者とのコミュニケーションについての意見を挙げております。

修学院保育所では送迎時に非常に細かく丁寧に、自分の子どものこと教えていただいています。これは非常にありがたいことです。ほかの保育園では、帰りの時間は先生が忙しそうにしている話しやすい雰囲気がなく、現在のようにコミュニケーションがとれることはあまりないと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。

コミュニケーションについて文言を記載するのは非常に難しいですが、それでも何らかの形で記載し、引き継いでいただきたいと思います。移管後も送迎は各教室内で行うと挙げたのも同じ理由です。

(5)の5点目、6点目には法人の経営状況の報告について意見を挙げています。経営状況について、最初は必ず提示されるので分かりますが、初年度以降も毎年保護者向けに説明会をすべきだと思います。保護者の要望を保育園がそのまま実行した結果、経費がかさんで経営が悪化するという可能性もないとは限りません。きちんと毎年説明会を開いていただければ、こういうのを買うとこんなにお金がかかるといった運営面でのコミュニケーションを取ることができます。年に一度、一時間程度の説明会を開く位は大きな手間ではないと思います。ぜひ実施して欲しいです。

次に、(6)障害児保育の欄についてです。障害児保育については詳細が書かれていません。岡委員等詳しい方もいらっしゃるの、専門の方にお申し、市営保育所の水準に合うような形で詳しく情報を記載していただきたいと思います。

次に、(7)宗教的な保育の欄についてです。下線部分を加えたただけですが、現状の記載について、子ども及び信教の自由に配慮して、宗教的な行為や行事は行わないことが書かれています。この文面では、ただ行事をしなければよいという理解に留まる可能性があります。きちんと自由に配慮した保育を全般的に行っていくということを記載していただきたいと思います。

次に、(8)給食・調理の欄についてです。(7)でお話ししたことと同様のことで

すが、「子どもと保護者の信仰に配慮した食事の提供を行うこと」という文言を記載していただきたいです。

意見書の説明は以上です。

続いて、修学院保育所についてお話ししたいことがあります。

私が修学院保育所で経験したことをお話しいたします。

私は精神的な病気で、修学院保育所に4歳の子どもの預かってもらっています。子どもが生後3箇月の時から私は体調が悪化してしまい、外出できなくなりました。自分を責める日々でしたが、実家も遠いため誰も頼るところがありませんでした。そのような状況でしたが、区役所から派遣された保健師さんが時間をかけて一所懸命保育所を探してくれました。そこで見つかったのがすでに民営化されている錦林保育所と修学院保育所の2つでした。

最初は週3回一時保育を受けることになりましたが、この時、私はすでに外出できなくなっていたので、保育所に出向くことができませんでした。それで修学院保育所の先生方がおむつ替えのスペースや午睡場所の写真を撮って自宅まで来ていただきました。「こういうところでお子さんは、おむつを替えているのですよ。」「お母さん、大丈夫ですよ。」と説明してくださいました。行けなかったことにすごく反省しましたが、子どもがここに通っているという安心感を持ちました。その後も担任となる先生が、何度も家に足を運んでくれました。

私は娘が8箇月の時に3箇月間入院することになりました。当時も助けてくれたのが修学院保育所の先生、そして錦林保育所の先生でした。病院からは錦林保育所の方が近かったので、8箇月の娘を見に行きました。その際、いつでも見にきてくださいと言っていたき、娘の様子を聴くことができました。修学院保育所の先生から錦林保育所の先生に話が伝わっており、錦林保育所の方で修学院保育所での娘の様子を聴くことができました。娘が保育所で、笑顔で過ごす姿を見て本当に安心しました。退院当日に、病院のベッドの上から修学院保育所の当時の所長に電話したところ、退院後の細かな不安も聴いてもらえました。それもすごく助かりました。

入院中、保育所のサポートがなければ、どんなことになっていただろうと思います。入院時保育所のサポートがなく娘の様子が全く分からなければ、入院中の3箇月で私はもっと自分を責めることになったと思います。錦林保育所の先生と修学院保育所の先生から常に娘の様子を教えていただく等のサポートしていただいたことで自分の病気を治すことに専念できました。

退院後の私の回復より、子どもの成長の方が早く、いつも慌てている中で、今も自信をなくすことが多々あります。そのような時も先生たちが私の顔を見て、「お母さん、大丈夫ですか。」と声をかけてくれるので、一人ではないと感じます。

修学院保育所では、先生が一人ひとりの子どものペースをすごく大切にしてくれています。また、個性も大切にしてくれています。子どもが自分自身を大切にすることを目指し、親と一緒にそれを見守ってくれています。個性を大切にしつつ、友だちにも思いやりを持つことができ、それぞれの個性を自然に認める子どもになっていく姿を、先生方全員が見守ってくれていると感じています。

人間の成長にとって「私は愛されている」、「認められている」と感じることは非常に大切なことです。そういった土台作りの時期に、修学院保育所で子どもが育つというのを、本当に嬉しく思っています。

私はまだ病気なので、3箇月前に保育参観があった際に子どもの前でパニック発作を起こしました。パニック発作を起こした時はどうしようと思いましたが、先生の対応にとっても助けられました。先生たちは、子どもに声をかけながらも、慌てず冷静に私の発作に対応してくれました。パニック発作で慌ててしまうと、私も慌ててしまうので、先生たちの対応にとっても助けられました。結果的に無事発作がおさまって、娘と給食を食べることができました。

そんな矢先の民営化の話でした。今日は今までの保育に感謝する機会を改めてもらったと思っています。外出できなかった頃生きることによって一所懸命で、見えなかった大きな支えが今ははっきり見えます。本当に修学院保育所でよかったと心から思っています。修学院保育所の保育が、私と娘の命を今につないでくれていると本当に思っています。そのことに感謝しています。修学院保育所の保育を守りたいです。多くの人が望む素晴らしい保育がここにあると思います。

民営化を止めることができないのであれば、選ばれる法人の方には、ぜひ子どもと保護者に寄り添ってくれる修学院保育所の保育を引き継いでいただきたいと強く願っています。

【安保部会長】

ありがとうございました。こちらの方から質問をさせていただきたいと思います。質問はありますか。

【岡委員】

保育所のあるべき姿を言葉にさせていただき、本当にありがとうございました。すごく共感いたしました。私は自閉症協会の会長をしております。選定委員になったばかりですので、皆様に失礼なことを申し上げることがあるかもしれませんが、その際はすぐにおかしいとおっしゃっていただきたいと思います。

障害児保育について、「子どもの障害は身体障害、精神障害、知的障害、発達障害と様々であるため、障害の疑いも含めてそれぞれにあった配慮をすること」ということでした。お子さんの年齢で精神障害というのはないかもしれませんが。アスペルガータイプのお子さんは精神障害の手帳を持っているかもしれませんが、発達障害専用の手帳はありません。

障害の疑いがある子どもを含めてそれぞれに合った配慮することという部分については、十分理解でき、全く同感するところです。現在、障害児保育を受け入れるようにと努力義務のような形で記載してありますが、ここに「障害特性に合った配慮、あるいは考慮」という表現を加えるというのはいかがでしょうか。例えば、自閉症をはじめとする発達障害の子どもとダウン症の子どもとでは、正反対とまでは言いませんが症状が大きく異なります。

次に、「障害の疑いのある子どもを早期に捉えて、保護者と協議のうえ配慮するこ

と」という部分について、これは障害の告知の問題につながると思います。1歳半検診で知的障害を伴う自閉症のタイプの子どもはおおよそ分かります。問題は、知的障害を伴わない発達障害の場合です。アスペルガータイプの子どもは、本格的に集団活動が始まらないとよく分からない場合があります。小学校に入って分かる人もいれば、大人にならないと分からない人もいます。また、少し気になる点があっても、関係機関とよく連携し、専門家に相談しないと分かりません。親への告知というのはとてもデリケートな問題です。保育士側が、早期療育が大切だから親に早く分からせようと焦った場合は上手く行かない場合が多いです。やはり親にとって子どもの障害を受け入れるという時、ものすごく悲しいショックを受けるので、それを受け入れる過程は時間をかけなければなりません。保護者さんの意見のような記載では、早く捉えて何とかしなければならぬというふうに思われるおそれがあるので、表現には気を付けなければなりません。確かに民間保育園の場合、途中で障害が分かった場合、早く療育機関に移って欲しいという働きかけがないとは言いきれません。本人の立場に立ってみれば案外その方がよい場合もあります。保育の時間は短いながらも早めに療育機関に通い、今はいろいろな障害福祉関係の児童へのサービスもあるので、それらのサービスを活用することで親も共働きができるというような時代になっています。ただ、このままこの園に通わせたいという親の気持ちも尊重されるべきですので、個別で協議する時間を確保するとともに、関係機関の専門家に相談していただきたいと思います。

文章にするかどうかはわかりませんが、移管後障害が分かった人に対しても、そのまま通わせることについて、その可能性があるということを確認することは必要だと思います。

【村上公営保育所課長】

関係機関の連携について、保育園から相談があれば訪問してその様子を見るという巡回指導をしております。そういった形で関係機関の連携は公営も民営もしております。

【安保部会長】

川北委員お願いします。

【川北委員】

私は短期大学で保育士を養成しています。2年程前から学生たちが規定の資格取得のため、実習に行くことになっています。京都市にお願いし、市営保育所に3日間から4日間程の短い日数ですが、1週間に1日という形で実習生を受け入れていただいています。学生たちが実習から帰ってから、どんなことを学ぶことができたか聴きました。既に全ての実習を終えているので、これからもう社会に出て働くことのできるレベルの学生達ですが、実際子どもと関わる際に、丁寧に子ども一人ひとりに関わるという視点や姿勢、配慮すべきことなど、多くのことを学んで帰ってきました。また、建物が古くなっていることもあり、設備面で不安に思っていたが、保育所では温かい

保育が行われていたという声も多く、多くの学生達から聴いています。

今、保育の質を落とさないことが大前提であるとお話していただきました。事前にいただいていた御意見にもひととおり目を通しましたが、職員の育成の部分や保育内容全般に係る部分について、非常に細かい部分まで御意見をいただいていた。その御意見について、現在実施されていないからそのように書かれたのかもしれないという印象を持っていましたが、お話を伺ったところ、そうではなく現時点で手厚く実施されているため、内容の維持を求めているとのことでした。御意見については、非常に細かい部分まで挙げられていますので、整理が必要であり、常識的に当然と思われる範囲まで文言に含めるかについて検討すべきだと思います。

例えば、保育内容の部分で、「大人の思い通りに子どもをコントロールする保育をしないこと」という記載がありますが、これについては国が保育所保育指針においても定めています。実際に言葉にしないと不安だという保護者の皆様のお気持ちは十分承知しておりますが、このような場合について、少し整理が必要であると思いました。

【安保部会長】

土江田委員お願いいたします。

【土江田委員】

御意見の中で分からなかった点がいくつかあります。中でも分からなかったのは、保護者意見書の7番の「小規模保育施設との連携協定について」の部分です。

現在の修学院保育所では、連携している小規模保育施設から3歳児になった子どもを必ず受け入れている状況にあるのですか。

【修学院保育所父母の会】

そういうわけではありません。

【村上公営保育所課長】

平成27年度からできた制度です。連携には、3種類があり、1点目は保育の交流、2点目は保育の代替、3点目は3歳児の受入れです。ただ、必ず受入れをするということではありません。本市の保育所利用に当たっては、ポイント制で入所の調整を行っていますので、連携している小規模保育施設を利用していたからといって、必ず入所できるわけではありません。

連携している保育所を第一志望にすると、ポイントが10ポイント加算されるという仕組みになっていますので、ほかの保育所より入所できる可能性が高くなるということです。

【土江田委員】

ほかの公営保育所に関しても、2箇所程度は小規模施設と連携しているのですか。

【村上公営保育所課長】

保育所によって異なります。ほとんどの保育所が連携していますが、修学院保育所のように、3歳児の受入れまでの条件で連携を結んでいるところは少ない状況です。どちらかというと1点目の保育の交流や2点目の保育の代替の部分が主になっています。本市から強制的に連携を結ぶというのではなく、まずは小規模施設からの申し出があったうえで提携しております。民間園とも提携しているところも小規模施設も複数あります。

【土江田委員】

民間園でも連携を結ばれているのですか。

【村上公営保育所課長】

はい。

【土江田委員】

分かりました。ありがとうございます。

【修学院保育所父母の会】

小規模保育と民間園の提携に関して、経営母体が同じである、系列園であるというところではよく聞かれますが、全く経営のつながりのないところでの連携はあるのですか。

【長谷川幼保企画課長】

もともと京都市では昼間里親制度を実施しており、それが現在の小規模保育事業に移行したという背景があります。経営母体というよりは立地的に近いかどうかで連携施設になっているという場合が多いです。民間園の場合には、3歳児の受入れも含めての連携施設になる場合が非常に多くございます。

【安保部会長】

清水委員いかがですか。

【清水委員】

私は子どもを京都市内の民間の認定こども園に通わせています。

保育の質についておっしゃっていますが、私も親として気になる点ではあり、市民として保育の質を担保するということは望ましいことであると思います。質を担保することによって京都市全体の保育の質が向上することは、よい点だと思うので、おっしゃっていることに非常に共感します。

募集要項案の事業計画の公表の点で、こういったことを具体的に見たいのかについて伺いたいです。

【修学院保育所父母の会】

事業計画も膨大な量なので、どこに何が書かれるか分からないと思います。委員の方は色々見てこられたので分かるかもしれませんが、こちらでは分かりません。事業計画については個人名を出さないようにするということでしたが、一式を見せていただき、そこに何が書いてあるかを見ておきたいと思っています。

【清水委員】

その資料を見たうえで質問できればよいということですか。

【修学院保育所父母の会】

移管前後の話だけではないと思います。その後5年から10年の一定期間保存して、移管後何か差異が生じた場合に、指摘できるようにしておきたいと考えております。何か起こったときに振り返ることのできる資料があればよいと思います。市営のようにガイドラインがあれば問題ありませんが、民間園にはそのようなものはありません。

【土江田委員】

ガイドラインも決して不変のものではなく、環境に応じて変わる可能性があります。10年前に書かれているからと言って、今の環境に対応していないことをガイドラインどおりにするというものではありません。同じ京都市民としてよい園を作っていくという前向きな姿勢のもと、法人がどのようなことを考えているか知りたいというお気持ちはよく分かります。ただ、10年後にも同じことをしていないから違反、また、基本事項に沿わないことがあったから即違反というのはその程度にもよりますので、難しい点だと思います。違反によって損害賠償を請求するといった対立関係で進めたほうがよい場合もありますが、今の保護者が考えることと十年後の保護者が考えることが違うこともあるでしょうし、おっしゃっている御意見は汲みたいと思いますが、そのような要件を全て記載してしまうとかえってよくない場合が生じるのではないかと思います。御意見を讀ませていただきました。

【修学院保育所父母の会】

10年後というのは極端な話です。法人の経営が変わるので、保護者は法人とコミュニケーションを取りたいと思っています。我々は自分の子どもの時さえ良ければという考えではありません。それは委員の方も同様のことだと思います。今後の計画を出していただき、継続して法人とコミュニケーションを取り、納得したうえで進んでいくことができれば問題ないと思っています。

【安保部会長】

保護者と園長の協力関係を築ければよいと思っており、意見書の「保護者対応の欄」について、定期的に施設長と保護者が話し合う時間を設けるという部分がありますが、現状としては、どの位の頻度で、どういう形で行われていますか。また、保護者会全員に対して行われていますか。それとも保護者会の代表との間で行われていますか。

【修学院保育所父母の会】

現時点では、保護者会全員と施設長で話し合いが行われる機会はありません。ガイドラインによって基本事項が守られており、逸脱した行為は無いので、おかしいと感じる点があれば職員室に行って話しています。それで受け答えしていただいていると思っています。同じようにできるならそれでよいのかもしれませんが、移管後はそうはいかないのではないかと考えています。

【安保部会長】

同じく「保護者対応の欄」で、保護者会活動の際は現状のようにホールなどの施設を活用させるという記載がありますが、現在保育所のホールはどのような形で使われていますか。

【修学院保育所父母の会】

事前に申請し、所長と日程を調整しています。時間は大体午後9時位までが多いですが、事前に相談すれば、柔軟に対応していただいています。

【安保部会長】

分かりました。そのほか連絡ノート等に関しては、現地で確認させていただきたいと思います。

詳しく御回答いただき、ありがとうございました。いただいた御意見、御回答について、募集要項に含めるかどうかは検討します。大事なことは、申請者が現にどのような保育を行っているのか、保育の実態をきちんと見させていただいて点数を付けること、また、保育についての考えを確認することだと思います。

障害児の部分などは、書面審査ではひとくくりで書いていただいているので、考え方や現にしていることを分けて整理し、審査項目の方に落とし込んでいくということも考えられます。意見書を拝読したとき、丁寧に書いておられるので、そのような方法も考えられるのではないかと考えました。

本日いただいた御意見については、募集要項に含めるのか、書面審査において現にどのような保育をしているかを記載していただく方向に落とし込むのか、現地で質問したうえで確認するのかといったことを含めて考えたいと思います。

ほかにありませんか。

それでは本日は御多忙のところを御出席いただき、ありがとうございました。

【村上公営保育所課長】

今回の御意見については、次々回の選定部会において、改めて審議していただきたいと思います。ありがとうございました。

【安保部会長】

それでは、募集要項案について審議したいと思いますので、まず事務局の方から前

回の変更点等について説明をお願いいたします。

【村上公営保育所課長】

前回からの変更点ということで、資料4～資料8について御説明させていただきます。まず、資料4について御説明します。

この資料は、第1回選定部会の資料に追記させていただいたものです。一番下の項目「Ⅱ 保育内容等」の年間行事の項目を御覧ください。前回の選定部会において、引き継ぐべき行事を明確にするため、「現在の」という記載を「移管前年度」に変更する旨を御説明させていただきましたが、「原則」を追記する理由について御説明できておりませんでした。市営保育所において前年度とそのまま同じ行事を実施していない場合もありますので、「原則」という文言を追記しております。

続いて、資料5について御説明いたします。内容としては、第1回選定部会における審議事項で、引き続き審議していただくことになっていた事項です。

審議事項の1点目は、最低点の設定についてです。前回選定部会において、「応募が少なくなる場合には最低点を設けることは有効であるが、具体的な基準の設定が難しい。」という御意見をいただいております。最低点の具体的な基準について他の自治体の事例を参考に検討していくと御説明しておりました。資料6に最低点に係る他都市の状況や本市における他制度の考え方をまとめております。

資料6を御覧ください。政令市において民間移管を実施している都市の最低点の設定状況を記載しております。7つの都市で最低点を設定されており、最低点は全体の5～7割です。本市の指定管理者選定における最低点は6割となっております。

最低点の設定について、先ほどの修学院保育所の保護者との意見交換においても要望がございましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

審議事項の2点目は、審査得点及び法人名の公表についてです。前回選定部会において、「審議の透明性を確保する意味でも原則は法人名・得点も含めてすべて公表すべき。」という御意見や、「得点が低得点であった場合、運営する園に影響が出ることも考えられるので、各申請者の得点がわからない形での公表でよい。ただし2者からしか応募がなかった場合にどうするかが課題である。」という御意見がありました。

こちらについても、修学院保育所の保護者の方から公表の要望がありましたので、引き続き審議をよろしく申し上げます。

最後に、引継ぎ・共同保育の前倒しについてです。前回選定部会では、「引継ぎの前倒しについて、各団体のPRの項目で積極的にアピールしてもらい、高く評価してはどうか。」という御意見や「出来るだけ引継ぎ・共同保育の開始を前倒しし、スムーズに引継ぎをしていくことが望ましい。」といった御意見がありました。これについて、財政面における協議が必要となるため、事務局で持ち帰って検討することとなっております。このことを踏まえ、第1回選定部会終了後、財政に部会での状況を報告いたしました。部会での審議を尊重する方向で調整していきたいと考えておりますので、審議の継続についてよろしくお願いいたします。

続いて、資料7を御覧ください。資料7については引継ぎを含めた共同保育期間を中央に記載しております。右に前回御報告した砂川保育所における引継ぎ実績を記載

しました。

現行の規定以上に引継ぎに来ていただいております、特に運動会に向けた取組を引き継ぐため、幼児クラス担任予定者には9月から毎日午前中に来所いただき、その後も継続して引継ぎに従事していただいております。乳児クラス担任予定者や調理員予定者につきましても、早くから引継ぎに来ていただいております、そのほか、行事や職員会議にも参加していただいております。

資料を参考にしていただき、具体的な前倒し時期等について、審議していただきたいと考えております。

続きまして、資料8を御覧ください。第1回選定部会において配布させていただいた募集要項案について、いくつか修正・加筆をさせていただきます。

まず、聚楽保育所について、前回の資料では施設の概要や土地貸付料等を記載しておりましたが、意向調査に当たり、施設概要等を提示するためのものでありましたので、今回の募集要項案からは聚楽保育所に関する項目は削除いたしました。意向調査を踏まえて今後の検討をすることとしていたにもかかわらず、募集要項案に含めてしまっており、紛らわしい状態でした。申し訳ございませんでした。

続きまして、5ページを御覧ください。現在、修学院保育所及び淀保育所について、土地及び建物の測量を実施しております。今回、測量した面積を基に土地貸付料を算出するとともに、建物貸付料について、測量した床面積を基に算出し直しましたので、御確認ください。なお、建物譲渡額については現在も算定中でございます。結果についてはもう少し時間を頂戴したいと思っております。また、7ページから10ページの修学院保育所及び淀保育所の床面積や敷地面積について、測量した面積に修正しております。加えて、修学院保育所の見取図について、現状と違っている部分がございますので、一部修正しております。

説明、変更箇所につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

ありがとうございました。今の事務局の説明について御質問はありませんか。

それでは、資料4の変更点について、選定方法の最低点の設定について修学院保育所の保護者の方からも御意見をいただいたところなのでそれも踏まえてもう少し検討したいと思っております。これは次々回以降の議論で詰めたいと思っております。

次に、移管先候補者の選定の方法について保護者の方から御意見をいただきました。前回の議論で結論が出なかった点ですが、この点についてはいかがでしょうか。

前回の御意見については資料5に書かれておりますが、今までの選定部会の方針としては、法人名も含めて公表しているところがございますので、今回敢えて伏せる理由や必要性があるかどうかです。公表して何か差し支えがあったなど、現実的な問題はありましたか。

【村上公営保育所課長】

公表するということを明記しておりましたので、法人の方から何か苦情等が出たということはございませんでした。

【安保部会長】

土江田委員いかがですか。

【土江田委員】

私も公表の方向でよいと思います。評価方法については、募集要項に基づくものですので、絶対的なものではなく、項目にない点で素晴らしい点、また駄目な点は必ずあると思います。そのため、少なくとも一定の基準に基づいた得点であるという注意書きをしておくべきだと思います。全ての意味において優劣をつけているという意味ではないということ、何らかの形で示して欲しいと思います。

【村上公営保育所課長】

実際、書面審査には事業計画という点がございまして、民間移管に対する事業計画で点数が取れない場合でも、その申請者の保育がよい場合もあります。こちらで表記を検討したいと思います。

【安保部会長】

清水委員いかがですか。

【清水委員】

移管に関わるという基準で採点しているということについては、やはり強調されるべきです。単に保育園に点数をつけようという意図でやっているわけではありません。申請者は移管を受けるために応募しているので、公表しても問題ないと思います。

【安保部会長】

川北委員はいかがですか。

【川北委員】

審査する以上、公表すべきだと思っています。先ほどおっしゃっていたように、点数の基準や、採点の根拠がきちんと示されていればよいと思います。

【安保部会長】

岡委員はいかがでしょう。

【岡委員】

私は初めから公表するという形でよいと思っています。

【安保部会長】

そうしましたら、この点に関しましては、これまで通り、申請者名とその得点を含めて公表するという形にしていきたいと思います。

次に、引継ぎ・共同保育の前倒しについてですが、資料7の砂川保育所における引継ぎ実績について説明していただきました。

この点について、川北委員はどのようにお考えですか。

【川北委員】

できる限り前倒しし、スムーズに引継ぎが行われるようにしていただきたいです。砂川保育所の実績の幼児クラス担任予定者、乳児クラス担任予定者の部分について、月2日という記載になっていますが、これは週1日という形にできないのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

あくまで砂川保育所での実績を記載しております。市営保育所も4～5月は非常に落ち着かない時期であるため、6月から来ていただいています。クラスが落ち着いて以降、年間を通した状況を見ていただきました。実際に毎日来ていただいて変わるといってもございませんので、週1日程度でよいと思います。週1回が引継ぎに当たって妥当であるかなど、持ち帰って検討したいと思います。

【土江田委員】

前回、これに関しては予算が必要だということでした。

【村上公営保育所課長】

日数が増えることで経費も発生します。計理とも協議しております。

【土江田委員】

砂川保育所の場合は引継ぎの予算を立てられたのですか。

【村上公営保育所課長】

砂川保育所の場合は法人に負担していただきました。

【土江田委員】

資料には月2日程度、あるいは週2.5日など書かれていますが、もし可能であれば実際砂川保育所へ行かれた方に、日数について御感想と御意見を聴きたいのですが、それは難しいでしょうか。

【村上公営保育所課長】

意見とはどういったことでしょうか。

【土江田委員】

引継ぎがどの程度なのか、どれだけの日数がかかるのかなど全く分かりません。実際引継ぎをした職員には、色々な御意見があるかと思いますので、どのような印象をお持ちかを含めて御感想を聴きたいと思います。難しいですか。

【村上公営保育所課長】

可能です。法人の方にお聴きしたいと思います。

【安保部会長】

修学院保育所，淀保育所で行われている保育の継続のため，丁寧に引継ぎが実施されるかどうかを保護者の皆様は不安に思っています。砂川保育所を引き継いだ法人はより丁寧に引継ぎを実施し，それが保育に反映されているところもあるのではないかと思います。予算的に確保できるのであれば，できるだけそういう方向で考えた方がよいのではないかと思います。

さきほど川北委員からは，更に各クラス担任予定者について，月2日を週1日にした方がよいのではないかという御意見でした。

【川北委員】

子どもの姿は週1日見るのと2週間に1日見るのとではかなり違うと思います。もちろん，新しくいらっしゃる先生方も経験があるので，御存知のことと思いますが，やはりその保育園や保育所の雰囲気もしっかり肌で感じるべきということを考えれば，財政的に可能であれば週1日入っていただく方が望ましいと思います。

【安保部会長】

川北委員から御提案があったので，京都市で検討していただき，より丁寧な方が子どもの状況がよく分かるということであれば採用した方がよいと思いますので，次々回までに御検討いただけますか。

【村上公営保育所課長】

分かりました。

【安保部会長】

前回，清水委員は引継ぎ・共同保育について，アピールポイントにしたらいいのではないかという意見でした。審査ではなく，募集要項そのものを修正してもらうという案について，いかがですか。

【清水委員】

アピールポイントにしたらいいのではないかという意見について，前回時点では法人が負担しているということでしたので，金銭的なものなのかもしれないですが，熱意をアピールしてもらえればと考えたためです。予算として手当てすることになるのであれば，候補者に対しても平等になるのでその方がよいと思います。

【安保部会長】

そうしましたら，京都市で検討していただくようお願いします。

続いて、先ほど保育内容の年間行事について、保護者の方からなぜ「原則」を加えるのかという御意見もあり、市営保育所における変更もあるため、原則を追記するという旨の説明がありましたが、この点についてはいかがでしょうか。「原則」では条件が緩和されるのではないかと保護者の方も不安に思われています。

例えば、「ただし、市営保育所で変更した場合は変更することもできる」あるいは、「ただし、保護者と話し合ったうえで変更できる」等、移管前年度の行事を維持することとし、「原則」ではなく「但し書き」として書くというのはいかがでしょうか。

【村上公営保育所課長】

大小で表現してよいか分りませんが、大きい行事は保護者の方にも説明をしたうえで、変更している場合もございます。小さい行事であれば多少変更しているものもありますので、行事によって状況は異なります。

改めて検討していきたいと思います。

【安保部会長】

文言について、ポイントを考えていただいて現状に則した形で誤解のないような形にできたらと思います。

最低点については、本日御意見をいただいた部分で個人的にも検討したいと感じた点もありました。最低点については引き続き次々回検討するということでよろしいですか。

[全委員承諾]

そうしましたら、本日の審議で決めた点としては、公表について法人名も含めて公表すること、川北委員からの引継ぎ・共同保育の前倒しに係る提案事項について市で御検討いただくこと、年間行事の文言について誤解のない書き方を検討することでした。本日審議ができなかった最低点については、保護者の皆様からいただいた御意見を踏まえ、継続して検討していきます。

本日は以上でよろしいですか。

ほかにならなければ、本日の部会はこれをもって終了いたします。

事務局の方に進行をお返しいたします。

【三宅保育安全対策推進課長】

本日は長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。保護者の皆様もお忙しいところ御意見をお伺いさせていただき誠にありがとうございました。

以上で、平成29年度第2回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。